

財務省告示第三十九号

国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記

利付国庫債券（二十年）（第九十九回）

二 発行の根拠

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に關する法律（平成十九年法律第二十五号）第二十一条並びに

の法律及びその

三 振替法の適用等

特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条、第九十一条、第四十七条及び附則第七十六條第一項、第七十七条及び附則第七十六條第一項

四 発行方法

成振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札を、特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）を、特別参加者・非

五

イ 募 入 方 決 定 の

イ 入 札 競 争 行

価格 競争 行

競争 価格 競争

特別 参加

国債 市場

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応

募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申

込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

達 米 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応

募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申

込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ 入 札 競 争 行

価格 競争 行

競争 価格 競争

特別 参加

国債 市場

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応

募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申

込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

額 面 金 額 で 七 千 二 百 九 十 三 億 円

う ち の 平 成 十 九 年 度 に お け る 財

政 営 業 の 関 係 法 律 第 一 〇 九 条 の 一

例 等 に 関 係 法 律 第 一 〇 九 条 の 一

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国

債 に つ い て は 十 五 億 円 以 上 の 額

債 十 七 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上 の 額

九 十 七 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上 の 額

特 別 計 画 に 関 係 法 律 第 一 〇 九 条 の 一

特 別 計 画 に 関 係 法 律 第 一 〇 九 条 の 一

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

た 利 付 国 債 に つ い て は 十 五 億 円 以 上

の 額 十 七 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上

の 額 十 五 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上

の 額 十 三 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上

の 額 十 一 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上

の 額 九 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上

の 額 七 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上

の 額 五 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上

の 額 三 億 八 千 〇 〇 〇 万 円 以 上

口 国 債 市 場

特別 会計 に関する法律第四十七

八千六百三十万円で四百九十七億

ては、発行した利付債に ついて

基き発行した利付債に ついて

附則第七十六條第一項の規定に

十億六千三百九十萬円で千三百

に一つ億六千三百九十萬円で千三百

規定に基づき発行した利付債の

額で四十九億七千七百三十萬

の払込み

は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{41}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成二十年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十年一月三十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十九年十二月二十日	る利息を支払う。
					いて、その日以前六月間に属す
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎年六月二十日及び十二月二十
					子の
					後第二期
					第二期